

知 基 第 124 号
令和 8 年 7 月 31 日

沖縄防衛局長 殿

沖縄県知事



第 12 海兵沿岸連隊の改編に伴うハイマース及び榴弾砲の撤去等
について(要請)

令和 8 年 6 月 25 日、貴局から第 12 海兵沿岸連隊に対艦ミサイルの発射プラットフォームである NMESIS (ネメシス) 及び防空システムである MADIS (マディス) が正式に配備された旨の連絡を受けました。

また、同年 7 月 6 日には、ネメシス等の配備後も、従来配備されていた榴弾砲及び高機能ロケット砲システム HIMARS (ハイマース) について、引き続き配備すると米側から回答があった旨の連絡を受けました。

令和 5 年 1 月に行った第 12 海兵沿岸連隊の改編についての説明では、従来配備されていた榴弾砲及びハイマースについては、ネメシスへの置き換えを進め、改編が完了した後は装備しない旨の言及がありましたが、前述のとおり配備が継続している状況です。

県としては、基地の整理縮小、在沖海兵隊の国外移転など、沖縄県の基地負担の軽減が進まない中、新たなミサイルシステムが配備される上、当初の説明と異なり、従来の装備体系が維持されることにより、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えており、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 ハイマース、榴弾砲の継続配備については、沖縄の基地負担の増加につながると考えていることから、ネメシス、マディスに置き換えるとの当初の説明通りこれを撤去すること。
- 2 ネメシス、マディスの運用にあたっては、地域住民の安全確保を最優先し、周辺住民へ与える影響を最小限にとどめること。